

岩国市レクリエーション連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、岩国市レクリエーション連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を岩国市今津町一丁目 14-51 岩国市文化スポーツ振興部スポーツ推進課に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、市民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及振興を図ること
- (2) レクリエーションに関する組織の強化及び発展のための支援と、相互の連絡調整を図ること
- (3) レクリエーションに関する各種行事の実施並びに共催後援に関すること
- (4) レクリエーションに関する指導者の養成並びに資質向上に関すること
- (5) レクリエーションに関する調査研究をすること
- (6) レクリエーションに関する広報及び啓発を行うこと
- (7) その他前条の目的達成に必要な事項に関すること

第3章 連盟員

(会員の資格)

第5条 本連盟の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同し、会費年額1万円を納入する岩国市内の団体
- (2) 指導者会員 本連盟の目的に賛同し、会費年額2千円を納入する岩国地域の財団法人日本レクリエーション協会公認指導者、関係団体の公認指導者及び審判員・普及員等で同等の資格を有する個人
- (3) 贊助会員 本連盟に賛助し、会費年額1口千円、団体は5口以上、個人は1口以上納入する団体及び個人
- (4) 名誉会員 本連盟に対し特に功労のあった個人で、総会で承認された者、会費は特に定めない。

(入会)

第6条 正会員として加盟しようとする団体は、加盟申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。この場合、正当な理由がない限り、加盟を認めるものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める期日までに会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 繼続して会費の納入を2年以上怠ったとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは会長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が本規約に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけたときは、総会において出席者の過半数の議決により除名することができる。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第12条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 20名以内
- (5) 監事 2名

(選任)

第13条 会長、副会長、理事及び監事は総会で選任し、理事長は理事の互選とする。

2 理事は、正会員、指導者会員及び学識経験者（学識、関連機関、団体）等から選任する。

(職務)

第14条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。ただし、緊急を要する事項については専決することができる。この場合は、次の理事会に報告し、承認を得なければならない。

4 監事は、本連盟の会計及び事業を監査する。

(任期)

第15条 本連盟の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 本連盟の役員が、次の各号の一つに該当する場合は、その任期中であっても、理事会及び総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(顧問・参与)

第 17 条 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は理事の推薦を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事の諮問に応ずる。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 18 条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第 19 条 総会は、本連盟の最高議決機関であって、正会員をもって構成する。

2 総会は年 1 回会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が必要と認めた場合、臨時に招集することができる。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約に関すること
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること
- (4) 員の選任等
- (5) 会費に関する事項
- (6) その他、本連盟の運営に関する重要事項

(理事会)

第 20 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、理事長が議長となる。

3 理事会は、次の事項を処理する。

- (1) 会務の執行に関すること
- (2) 総会提出議案の作成に関すること
- (3) 正会員の加盟承認に関すること
- (4) 表彰規程に関すること

(会議の開催)

第 21 条 総会及び理事会はそれぞれ構成人員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、あらかじめ書面をもって委任したものは、出席者とみなす。

(議決)

第 22 条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 6 章 専門機関

(専門機関)

第 23 条 本連盟の目的遂行のために、理事会の承認を得て専門機関を置くことができる。

2 専門機関に関する規定については、理事会において別に定める。

第 7 章 会計

(会計)

第 24 条 本連盟の経費は、会費、補助金、助成金、事業収入、寄附金品及びその他の収入をもって

これに充てる。

(会計年度)

第 25 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の改正

(規約改正)

第 26 条 本規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更できない。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 27 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事をもって充てることができる。

第 10 章 その他

(慶弔費)

第 28 条 慶弔については、附則に別に定める。

附則

- 1 本規約施行に必要な細則は、これを別に定める。
- 2 本連盟は、(社) 山口県レクリエーション協会に加盟する。
- 3 本規約は、平成 21 年 7 月 30 日から施行する。
本規約は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。
本規約は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。
本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 役員及び加盟団体の長が死亡の場合は、弔電、香典 (5,000 円) とする。ただし、その他会長が必要と認める場合は、同様とする。